○複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用する訪問看護）補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、訪問看護を行う事業者が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護を行う場合において、利用者等の同意を得られない場合、診療報酬の加算が適用できないことに鑑み、当該事業者に対して予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、複数名の訪問者による訪問看護を行うことを容易にし、もって訪問者の安全を図り、離職防止に資することを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力行為等　第９条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った

　　日（以下「申請日」という。）の属する年度の複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用

　　する訪問看護）の事前協議に係る実施要領で定める暴力行為等をいう。

　(２)　訪問看護　疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その

　　　者の居宅において次号に規定する訪問者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

(３)　訪問者　診療報酬の加算の対象となる者をいう。

(４)　利用者　訪問看護（公的医療保険を利用する訪問看護に限る。）の利用者をいう。

(５)　利用者等　利用者又はその家族及び同居人をいう。

　(６)　診療報酬の加算　次のアからウまでのいずれかに掲げる規定により、訪問看護療養費に係る

複数名訪問看護加算を算定することをいう。

　　ア　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年厚生労働省告示第103号。以

下「基準告示という。」第二 四（１）ニ及びヘ（ニに準ずる場合に限る）に規定する、訪問看

護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号。以下「算

定方法告示」という。）の区分０１訪問看護基本療養費の注１２イ

　　イ　基準告示第二 四（１）ニ及びヘ（ニに準ずる場合に限る。）に規定する、算定方法告示の区

　　　分０１訪問看護基本療養費の注１２ロ

　　ウ　基準告示第二 四（１）ニ及びヘ（ニに準ずる場合に限る。）に規定する、算定方法告示の区

　　　分０１訪問看護基本療養費の注１２ハ

（補助対象者）

第３条　この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、埼玉県内に所在する訪問看護を行う事業所を設置している事業者であって、次条に規定する事業を行うものとする。

２　前項の事業者には、利用者に対して行う複数名の訪問者による訪問看護を複数の事業者が共同して行う場合の、一方の事業者の依頼に基づき訪問者を派遣する他方の事業者を含む。

（補助対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、利用者に対して行う複数名の訪問者による訪問看護を行うための事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(１)　利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、知事が複数名の訪問者による

　　訪問看護が必要であると認めること。

(２)　複数名の訪問者による訪問看護を行うことに利用者等の同意が得られないことについて相当

　　の理由があり、診療報酬の加算が適用できないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国、他の地方公共団体等から

類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、申請日の属する年度において適用する算定方法告示注１２イ、ロ又はハの額に１０分の９を乗じた額に、申請日の属する年度内に複数名の訪問者等による訪問看護を行った日数を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に１０円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請に係る事前協議）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に知事に協議しなければならない。

２　前項の規定による協議に必要な手続は、知事が別に定めるものとする。

（事前協議の審査）

第８条　知事は、前条の協議を受けたときは、これを審査の上、補助要件を満たしていると認める場合は、協議した者に対して補助金の交付対象である旨回答するものとする。

（補助金の交付申請）

第９条　前条の回答を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条　知事は、交付対象者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。

　（交付の条件）

第11条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

 （１） 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

 （２） 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び

　　　証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた

　　　日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

 （３） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

　（事業の中止・廃止の承認申請手続）

第12条　第１０条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第６条の規定に基づいて知事の承認を得ようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、第１項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を承認する場合には、変更（中止・廃止）承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条　交付決定者は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から起算して２週間以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(１)　事業実績内訳書

(２)　複数名の訪問者による訪問看護を行った日が記載された書面

(３)　その他知事が必要と認める書類

（補助金額の決定）

第14条　知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第15条　交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに請求書を提出しなければならない。

２　前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条　知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(３)　その他知事が適当でないと認めたとき。

２　知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

　（暴力団排除措置）

第17条　知事は、補助対象者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

（１）補助対象者が暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に

　　規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助対象者の役員等（個人である場合はそ

　　の者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与し

　　ている者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。

　　以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

　　を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ

　　るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を

　　有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、補助対象者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契

　　約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当する

　　ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、補助対象者が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第

　　三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助対象者に

　　対して当該委託契約等の解除を求め、補助対象者がこれに従わなかったと認められるとき。

２　知事は、交付の決定があった後において、補助対象者が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

３　前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

（補則）

第18条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、制定の日から施行し、令和４年１１月１日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。